委員に占める女性の割合が 40%未満の審議会等に係る 要因と目標達成に向けた今後の方策(2023.9.30)

(参考)

第5次男女共同参画基本計画*における委員に占める女性の割合の成果目標及び調査結果

項目	調査結果	(前回)調査結果	成果目標※
	[2023 年 9 月 30 日現在]	[2022年9月30日現在]	(期限)
国の審議会等委員に占める女性の割合	42. 1%	43. 0%	40%以上、60%以下 (2025 年)

※令和2年12月25日閣議決定

		改選	委員に占		
府省庁	審議会等名	等の	める女性	要因	 目標達成に向けた具体的方策
		有無	の割合		
		137	(%)		
内閣府	宇宙政策	0	33.3%	 宇宙開発利用に関する政策に係る重要事項	次回の人選に当たっては、関連分野における女
(4)	委員会	O	00.070	等を審議するためには、宇宙開発・利用及	性の学識経験者等を一層積極的に任命するよう
	Z A Z			び関連分野に知見を有する者を委員にする	努める。
					カww。
				ことが必要であるが、これら分野において	
				は女性の学識経験者等が少ないため。	
	障害者政策	0	36. 7%	今回の改選に当たっては、人選の段階か	次期改選で女性委員の数が1名増員すれば政府
	委員会			ら積極的な女性委員の任命を検討し、結	目標を達成する見込みであることから、次回の改
				果、女性委員を1名増員させたものの、障	選に当たっては、引き続き、委員に占める女性割
				害者施策を審議する委員会として、委員選	合が上昇するよう候補者の選考に努めてまいり
				定に当たっては障害種別にも配慮しながら	たい。
				障害当事者等に参画いただく等の委員人選	
				上の制約があること等の理由から、40%以	
				上に達しない結果となった。	
	原子力	0	33. 3%	原子力委員会設置法第3条において「委員	女性の割合が 40%に達しない理由は左記のとお
	委員会			会は、委員長及び委員二人をもって組織す	りであり、委員定数の増加には法律改正等が必
				る。」と定められていることから、女性委員	要となる。
				1 名の場合は、委員に占める女性の割合が	委員の選任に際しては、引き続き、性別のバラ
				33.3%となる。	ンスに配慮する。

	地方制度 調査会	0	33. 3%	地方制度調査会は、学識経験者 18 名と、国会議員 6 名、地方公共団体の議会の議員 3 名、地方公共団体の長 3 名により構成されており、前者については女性委員の割合が50%(18 名中 9 名)に達しているが、後者が女性 1 名となったため、結果として 40%に達しない結果となっている。	団体推薦の委員については、引き続き、政府方 針を伝えつつ、積極的に女性の委員候補者を推 薦いただくよう格段の協力を要請する。 衆議院事務局及び参議院事務局に対しては、衆 議院議員及び参議院からの審議会等の委員等へ の指名に際して、引き続き目標達成に向けた協 力の要請を行っている。
金融庁 (1)	証券取引等 監視委員会	0	33. 3%	金融庁設置法第10条において「委員会は、 委員長及び委員二人をもって組織する。」と	女性の割合が 40%に達しない理由は左記のとおりであり、2022 年 12 月の改選時には、委員 3
	益怳安貝云			安貝氏及い安貝一人をもって組織する。」と 定められていることから、女性委員1名の	名のうち、女性委員1名を選任した。
				場合は、委員に占める女性の割合が33.3%と	石のブラ、メビ安員「石を選任した。 委員の選任に際しては、引き続き、性別のバラ
				場合は、安貞に白める女性の割占が33.5%としなる。	女員の選任に除しては、引き続き、圧別のパノーンスに配慮する。
				/4 % 。	ノヘに配思する。
文部科	教科用図書	0	36. 7%	選任する委員の専門分野が細分化されてい	退任する委員の後任の選任に当たっては、女性
学省	検定調査審			ることに加え、調査審議の一貫性・継続性	委員を一層積極的に選任する。
(1)	議会			を確保するために前年度から継続頂く委員	
				も多いため。	
法務省	法制審議会	0	35.0%	法制審議会令において、「委員は、学識経験	引き続き、性別のバランスに配慮するととも
(2)				のある者のうちから、法務大臣が任命す	に、団体推薦による委員について、各団体等に
				る」と規定されているが、女性の法律専門	対して、団体からの推薦に当たって協力を要請
				家がそもそも少ないのが現状であるため。	するなどにより女性委員の登用に努める。

	1		T	I	1
	検察官適格	0	9. 1%	検察官適格審査会の委員については、検察	成果目標にも留意しつつ、引き続き適正に委員
	審査会			庁法及び検察官適格審査会令(昭和23年	の選任を行う。
				政令第292号)において、国会議員6名	
				(衆4名・参2名)、最高裁判所判事1名、	
				日本弁護士連合会の会長、日本学士院会員	
				1名及び司法制度に関し学識経験を有する	
				者2名と規定されている。	
				このうち、国会議員の委員については両議	
				院においてそれぞれ選出する、最高裁判所	
				判事及び日本学士院会員の委員については	
				それぞれ最高裁判所判事、日本学士院会員	
				の互選によると規定されている上、当省に	
				おいて選任する学識経験者の委員について	
				も、その選出時において女性の適任者がお	
				らず、40%に満たなかったもの。	
厚生	循環器病対	0	35.0%	令和5年4月に団体推薦委員の交替があ	本協議会の委員 20 名の任期は令和6年3月で満
労働省	策推進協議			り、政府方針への配慮を依頼したが、本協	了し、その後委員の改選を控えていることか
(3)	会			議会委員に相応しい者として男性委員を推	ら、団体推薦に係る委員に関しては、各団体に
				薦いただいたため、結果的に女性委員割合	対して女性委員を推薦していただくよう協力を
				40%を満たさなくなった。	要請するとともに、学識経験者や患者の委員に
				(40%→35%)	関しては、課内で早期に検討を進められるよう
					努める。

				•	·
	医薬品等	0	22. 2%	令和4年8月の委員改選の際に行った各関	当委員会に求められている中立・公正な第三者
	行政評価・			連学会等への推薦の依頼にあたっては、女	組織としての役割・機能が果たせるよう、委員
	監視委員会			性の候補者を積極的に挙げるよう依頼して	会とよく相談しながらその具体的な方法を検討
				いるものの、各関連学会等が個別に推薦者	し、そのため十分な時間的余裕をもって、女性
				を選定するため、結果的に監視委員会全体	委員の割合に関する政府方針等について丁寧に
				の女性の割合を考慮することは極めて困難	説明を行い、女性委員割合向上につながるよう
				であった。	理解を求めていく。
	中央社会	0	20.0%	本協議会は、委員(公益委員を除く)、は関	今後も政府方針について十分説明しご理解を頂
	保険医療			係団体からの推薦に基づいて任命してい	くとともに、次期改選時には女性委員を推進して
	協議会			る。関係団体へは政府方針を伝え、女性委	いただくよう協力を求めていく。
				員の推薦について協力を求めているが、医	
				療保険分野に精通する女性役員の選出が難	
				しいため。	
経済	中央鉱山	0	20.0%	中央鉱山保安協議会委員は、鉱山保安法にお	中央鉱山保安協議会委員のうち、学識経験者5名
産業省	保安協議会			いて、学識経験者及び鉱業権者を代表する	中2名が女性委員となっていたが、さらに1名の
(3)				者、鉱山労働者を代表する者からそれぞれ同	女性委員を追加して3名を女性委員とした。
				数(5名ずつ)を任命すると規定されている	
				が、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を	
				代表する者に女性が少ないという特殊な状	
				況にあることから、女性委員比率が低くなっ	
				ている。	
	日本産業標	0	39. 2%	任期満了を迎える委員の後任としてふさわ	令和 4 年 10 月に 10 年満期となった女性委員を
	準調査会			しい女性委員がいなかった。また、再任依	令和6年11月に男性委員の後任として再任して
				頼を辞退し、所属先から男性委員を後任と	いただく準備を手配している。再任後の女性委
				して推薦され、思うように女性委員の獲得	員の割合は40%を超える見込みである。
				に至らなかった。よって女性委員比率が4	

				0%を下回っている。	
	計量行政審	0	27. 3%	女性委員3名について一時的に任期切れと	女性委員3名について再任手続を行う。
	議会			なっているものの、審議会開催時までに再	
				任予定であることから、審議会開催時の女	
				性委員の割合は40%を超える見込みであ	
				る。	
国土	国土審議会	0	33. 3%	職務指定により衆議院及び参議院から指名	今後の改選のタイミングにおいて、女性有識者の
交通省				され任命している委員 10 名のうち、女性が	積極的な登用を行うとともに、衆議院及び参議院
(3)				1名となっているため。	に対し、女性委員の指名について、配慮の申し入
				国会議員を除いた有識者等の委員について	れを行うなど、女性比率の向上を図る。
				は、20名のうち女性が9名(45.0%)となっ	令和4年度においても、後任者の選出依頼を行う
				ている。	際に、衆議院議長及び参議院議長あてに、女性委
					員の指名について、配慮いただきたい旨の文書を
					発出した。
	国土開発幹	0	0%	職務指定により衆議院及び参議院から指名	
	線自動車道			され任命している委員10名のうち、女性が	て、配慮の申し入れを行うなど、女性比率の向上
	建設会議			いないため。	を図る。
	国立研究開	0	35.0%		委員の再任・新任の際に、女性委員を積極的に登
	発法人審議			から委員を指名しており、候補者の女性割合	用するよう検討する。
	会			が低かったため。	
				なお、本年6月の改選の際には、女性候補者	
				に積極的に打診を行ったが、結果的に女性 1	
				名が交代した。	

環境省	核燃料安全	0	30.0%	核燃料安全専門審査会の審査委員は、核燃	要因に記載のとおりの状況の中、引き続き、女性
(2)	専門審査会			料物質に係る安全性に関する事項を調査審	比率を向上できるよう、適任者の調査等の努力を
				議するため、透明性・中立性を確保した上	続けていく。
				で、核燃料物質や放射性廃棄物等の分野か	
				ら学識経験のある者を選定することとして	
				いるが、こうした条件を満たす者が男女を	
				問わず少ないため。	
	原子炉安全	0	37. 9%	原子炉安全専門審査会の審査委員は、原子	要因に記載のとおりの状況の中、引き続き、女性
	専門審査会			炉に係る安全性に関する事項を調査審議す	比率を向上できるよう、適任者の調査等の努力を
				るため、透明性・中立性を確保した上で、	続けていく。
				原子炉や放射線等の分野から学識経験のあ	
				る者を選定することとしているが、こうし	
				た条件を満たす者が男女を問わず少ないた	
				め。	

防衛省	防衛人事審	25%	防衛人事審議会は、防衛省組織令第 51 条に	委員の改選もしくは補充を実施する際に現委員
(1)	議会		掲げる事務を掌るため、防衛人事審議会令	や各界の関係団体に女性の学識経験者の紹介を
			の規定に基づき、学識経験のある者で構成	特段に依頼する。また、内閣府の女性リーダー
			された審議会である。	人材バンクを活用し、女性の学識経験者に積極
			同審議会の所掌事務は、専門性を有すると	的に打診する。
			ともに、公正かつ均衡を図る観点から、法	前回本格調査時点以降、2023年1月17
			曹界、学界、報道界、官界、経済界の学識	日付で2名の委員(官界)の改選があったが、
			経験者の中から任命している。委員選定に	後任者推薦の際に努めて女性の推薦を依頼し
			あたっては、当該学識経験者の御理解や御	<i>t</i> =。
			都合にもよることから、結果的に女性委員	
			登用の成果目標に至っていないものであ	
			る。	

(注)○印は改選有(新規含む)